

第 1 5 回 自 殺 対 策 推 進 会 議

議 事 録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

第 15 回 自殺対策推進会議 議 事 次 第

日 時：平成 24 年 1 月 23 日（月）10:30～12:04

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

1．開 会

2．議 事

最近の自殺対策の推進状況について

3．閉 会

○樋口座長 皆様、おはようございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、時間でございますので、ただいまから「第 15 回自殺対策推進会議」を開かせていただきたいと思います。

まず、委員の御退任がございましたので、お伝え申し上げます。

市川委員の方から御退任の申し出がありました。市川委員は日本労働組合総連合会の雇用法制対策局長でいらっしゃいましたが、本日はその御後任に当たられる杉山豊治様においでいただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉山様 杉山です。よろしくお願ひいたします。

○樋口座長 それでは、本日の議事に沿いまして進めてまいります。議事は1つになっておりますが、「最近の自殺対策の推進状況について」ということで、前半、後半と少し分けて御質疑をいただこうかと思っております。

前半は自殺対策の推進状況ということ、大綱の見直しの流れ等についてということでございます。後半は平成 24 年度の予算関係のことについての御報告と質疑ということにさせていただきますと思います。

それでは、まず冒頭、私の方から若干御報告を申し上げたいと思います。

これまで3回にわたりまして、この会議において自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況についてヒアリングを行い、委員の皆様には御意見を伺ってまいりました。その後、いただいた御意見を事務局の方でとりまとめまして、皆様にも御確認をいただいた後、11月に開催されました「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」の場で、大臣に御報告をいたしました。蓮舫大臣でございました。

特命チームについては、その後、事務局から説明があると思えますけれども、大臣、副大臣、政務官、総理大臣補佐官の皆様には、私どもの自殺対策推進会議の意見に対して、大きく関心、感銘を受けていただいたと思っております。

それでは、事務局より、最近の自殺対策の推進状況ということで御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○齊藤参事官 昨年10月1日付で自殺対策担当参事官を拝命いたしました齊藤馨でございます。それまでも担当の企画官としてこの推進会議を始め政府の自殺対策に携わってまいりましたが、引き続き担当の参事官ということでお世話になりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料に沿いまして御説明を申し上げます。まず資料2「平成 23 年の自殺の状況について」というものでございます。

以前、この会議で経済社会総合研究所に置かれた分析班の方から自殺者数の動向などについて御説明をさせていただいておったところでございますが、今月から私ども自殺対策推進室におきまして、警察庁の方から提供いただいております、自殺統計原票のデータを利用することができるようになりましたので、私どもの方で資料を作成して御説明をさせていただくということにさせていただきました。

なお、現在、つい先日御提供いただいたデータの基本的な集計がようやくできてきた段階ということでございまして、いまだ詳細な分析を行うには至っておりませんということで、本日の御説明はそういった段階のものという前提でお聞きいただければ幸いです。

それでは、1 ページ目、平成 23 年、1 年間の自殺者数は、暫定値ではございますが 3 万 584 人、前年と比較して 1,106 人、約 3.5%の減ということとなっております。これは平成 10 年以来、14 年連続で 3 万人以上ということになってしまいました。一方、3 万 1,000 人を下回ったというのもこの平成 10 年の急増以来初めてということで 14 年ぶりの数字でございます。

下の段のグラフにまいりまして、月別の自殺者数を見ると、年初はこの数年間の中で最も低位で推移してまいりましたが、4 月以降前年を上回り、5 月には対前年比 589 人、約 21.2%の増と急増いたしております。その後、減少に転じまして、年末まで一貫をしてこの低減傾向が続いてまいります。したがって、5 月に非常に高いピークがあったということ、ここ数年続いていた秋から年末にかけてピークができるという現象が見られなかったといったところが昨年の特徴でございます。

2 ページ、男女別の割合を見ますと、昨年は男性が 68.4%、女性が 31.6%となっております。我が国の自殺者数、男女別の構成割合は大まかに言って 7 対 3 と言われておりますけれども、詳しく見てみますと、平成 10 年の急増の際に男性が 70%を超えて、以来、13 年間この状態が続いておりましたが、昨年は 14 年ぶりに男性の割合が 70%を下回りまして、逆に女性の数字が 30%を上回ったということでございます。グラフはまだ作成いたしておりませんが、もう少し詳しく男女割合の推移を月別に見ますと、平成 22 年の後半以降、女性の割合が徐々に高まってきているという傾向が出ておまして、今後、この辺り、どのような原因によるものなのかの分析を進めていただきたいと思います。

3 ページ、次に男女別の自殺者数の月別の推移を見ますと、男女とも基本的には全体の月次推移のトレンドと同じような動きをしているということが見て取れます。年初や年末の減少率、5 月の増加率などの部分では、女性よりも男性の方がより改善傾向の方に振れているということが言えるかと思えます。

また、5 月の数字のところでは、女性の 1,095 人という数字がありますけれども、これは平成 20 年に月別に自殺者数の集計を開始して以来、女性の自殺者数としては最多ということで、1,000 人を上回ったこともこの月だけということになってございます。

4 ページ、次に年齢階級別の自殺者数でございます。全体では冒頭申し上げたとおり、対前年比 1,106 人、率にして 3.5%の減ということに対しまして、いずれも人数そのものは少ないのですけれども、20 歳未満、20 歳代については 12.5%、1.6%の増といったところが一見して目立つ事象となっております。他方で、人数的には一番多いボリュームゾーンの 50 歳代、60 歳代の自殺者数については、率にしても大きな減少が見られるということになってございます。

8 ページ、職業別自殺者数を見ますと、ここでも明暗がはっきりと表れていると思います。大分類で見ますと自営、被用者、無職のいずれも改善が見られますが、被雇用者の改善幅が最も大きく、自営が最も小さいということになってございます。

最も多い無職の内訳を見ますと、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者では改善が見られる一方で、学生・生徒、主婦については状況が悪化しているということがわかります。

6 ページ、原因・動機別の自殺者数でございますけれども、原因・動機が特定されているケースが全体の約4分の3であるということ、1人につき原因・動機は3つまで計上できるということとなっておりますことを踏まえて分析する必要がありますが、去年の特徴を大まかに言いますと、全体の傾向、割合に関しては特に大きな変化は見られず、例年通り健康問題が最も多くなっております。健康問題、経済・生活問題の上位2つに関しては減少する一方、その他の原因・動機、すなわち、家庭問題、勤務問題、男女問題、学校問題等については若干増加をしているということがわかります。

7 ページ、8 ページ、9 ページにつきましては、都道府県別のデータでございます。都道府県別の更に詳細なところはまだ分析は手つかずでございますので、全体の傾向だけ申し上げますが、7 ページの自殺者数、8 ページの死亡率のデータを併せ見ると、北海道から東京を除く関東地方まで、近畿から中国地方までにかけて改善が見られるということ。他方で、中部から北陸地方、四国地方などでは横ばいまたは前年よりも若干上昇をしたということがわかります。いずれにしても、死亡率が対前年比で2ポイント以上悪化したという都道府県は見られませんが、8 ページ、特に宮城県、山梨県、岩手県、奈良県、山形県、佐賀県では4ポイント以上の大幅な改善が見られております。9 ページに今申し上げたデータが掲載されておりますので、適宜御参照いただければと思います。

冒頭申し上げましたけれども、いまだ詳細な分析を行うには至っておりません。今後、各項目のクロス集計などを通じて、去年の自殺の状況の特徴、特に4月、5月、6月辺りの増加の要因、その後の減少の要因、更には都道府県別の分析などを進めたいと考えております。

ですから、御専門の方々の目から見て、去年の特徴や増加・減少の要因などに関する仮説、分析の方向性などについてサジェスションがありましたら、是非御提供いただければ、そういったことも踏まえて更に分析を進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が資料2に関する御説明でございます。

続きまして、資料3「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チームの開催について」という資料と、その次の資料4の御説明でございます。

先ほど樋口座長から言及もございましたけれども、大綱見直しに関しまして、現在、内閣府特命担当大臣の下に、ここに書かれてあります「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」というものを設置いたしまして、自殺対策に取り組んでおられる

団体等のヒアリングを進めているところでございます。この資料3が設置根拠となる大臣決定でございます。

第1項にございますとおり、新たな大綱の下で、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるといった観点からヒアリングなどを行いまして、その論点を整理しているといった趣旨でございます。

メンバーにつきましては、自殺対策担当の政務三役、現在は自殺対策担当の内閣総理大臣補佐官が発令されてございますので、その方にも加わりいただきまして、更に外部の有識者といたしまして、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長の犬塚さん、作家の乙武さん、東レ経営研究所の佐々木さんに加わっていただいております。

先ほど樋口座長のお話にございましたとおり、1月29日に第1回の会合を開催いたしまして、樋口座長より本推進会議における御意見の御説明と、それを受けた意見交換ということをさせていただきました。その後、12月21日に第2回会合を開催いたしまして、日本医師会からのヒアリングを実施いたしております。ヒアリングの場には、本推進会議の委員でもあられます三上先生、渡辺先生、高橋祥友先生にもお越しいただきまして意見交換をさせていただいたところでございます。

また、近々第3回目以降も開催すべく準備を進めてございまして、第3回目といたしましては、全国精神保健福祉センター長会と日本看護協会の方からヒアリングを行う予定でございます。その後も地方公共団体、法律関係やマスコミ関係、民間団体等をお招きして意見交換を進めてまいる予定でございます。

資料4、今、申し上げた特命チームも含めまして大綱見直しの全体の流れをイメージ図にしたのがこれでございます。今後、こちらの推進会議の御意見、特命チームにおける議論も踏まえまして、自殺対策担当の政務三役の下で見直し案を作成して、各省調整を経て対策会議決定、閣議決定と順次進めていくこととしておりまして、その過程で適宜本推進会議におきましても進捗状況を御報告させていただいて、専門的な見地から御助言をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思っております。これが大綱見直し関連の説明でございます。

もう一つ、3月の自殺対策強化月間が大分迫ってまいりました。その月間に関する御説明を資料5に基づきましてさせていただきます。

3月の自殺対策強化月間は、政府を始め、地方公共団体、関係団体を挙げて自殺対策を集中的に実施しようという趣旨で一昨年に設定をして今年で3回目でございます。この資料はそのうち私ども内閣府が中心となって実施いたします広報啓発部分を中心にまとめたものでございます。これに基づきまして説明させていただきます。

まず、今回のテーマですけれども、一昨年は睡眠、眠れていますかということをテーマに、昨年は気づきというものテーマを実施いたしてまいりまして、大分それらの取組が定着してきたのかなと考えてございます。それらを更に発展させるという形で、今年度は全員参加といったことをテーマに月間を実施したいと考えてございます。医師や看護師、

保健師など、自殺対策で中心的な役割を担っていただいている方々には一層の取組の強化を、それ以外の幅広い分野の団体にもゲートキーパーの取組への御理解と御協力を。更に一般国民の方々にも声かけなどそれぞれの方ができるところから進んで行動を起こしていただきたいといったことをそれぞれ働きかけてまいります。

2 ページ、今、申し上げたような全員参加というコンセプトを伝えるために、「あなたも **GKB47 宣言!**」というものをキャッチフレーズにして、それを前面に出して、ここに掲げておりますようなさまざまな媒体、チャンネルをフル活用して全員参加といったものを浸透させてもらいたいと考えてございます。

メニューがたくさんございますので、今年の新たな取組を中心に簡単に御説明を申し上げますと、まず左上でございますが、今回、Jリーグの全面的な御説明をいただきまして、月間中、すべての試合会場の大型ビジョン等で自殺対策の啓発映像を放映していただけることとなっております。

左下にまいりまして、新しいメディアへの対応ということで、**Facebook** 等の連動やスマートフォン・モバイルなどでの広報を重点的に実施していきたいと考えてございます。

右上でございますが、昨年同様、日本医師会、日本薬剤師会等に御協力をいただきまして、すべての会員の方々にポスターの掲示の御協力をいただけるということになってございます。

更に同じ欄でございますけれども、樋口座長、日弁連の新里副会長にもパネリストとして御参加をいただきまして、2月13日にイイノホールでフォーラムを開催するとともに、その内容を月間の初日である3月1日の朝日新聞、読売新聞の紙面にて大々的に報告しよう準備を進めてございます。

右下でございますが、これは広報啓発ではございません。広報啓発などの取組の結果、多くの方々に行動を起こしていただけた際の受け皿として、つなぎ先の1つとしてこれまで内閣府が各都道府県等に御協力をいただいて進めております「こころの健康相談統一ダイヤル」につきまして、月間の初めの1週間、全国で一斉に実施することといたしております。

今、申し上げた統一ダイヤル以外にも、月間に合わせて関係府省において相談体制の強化などの対策を集中的に実施していただくことになっておりまして、ただいま御説明いたしました広報啓発の取組と相まって多くの方々の命を救えるように、政府を挙げて準備を進めているところでございます。

以上が月間に関する御説明でございまして、まだ説明の項目がございまして、前半部分の説明は一旦このぐらいにさせていただきたいと存じます。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

ただいま参事官の方からも御説明がありましたように、最近の全体の自殺者数の推移、少し変化してきているということが報告されておりますし、若年の方あるいは女性の方の

自殺者数が少し増加傾向になって見えてくるというようなことであるとか、幾つか要因に関わることも調査のレポートをされているようでございます。この辺りは後ほどまた皆様に御意見をお伺いしたいと思います。その後は官民協働特命チームの御説明、自殺対策強化月間の取組といったところを御報告いただきました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

本橋先生、どうぞ。

○本橋委員 最新の統計、御説明いただいてよく理解いたしましたけれども、幾つか実は都道府県別の自殺率で見ると、宮城、岩手といった被災県が減っているの、この辺の状況というのは多分原票でいろいろ詳しいことがあると思いますけれども、1つは震災関連自殺を取られているので最新のところはどうなっているのかということと、今後の統計の分析においては東北地方では結構減っていて、特に被災県で減少というのは、文献的には震災後には自殺率が減少するというものもあるものですから、今後のいろんな対策のためにも是非このところはいろいろ分析を進めていただきたいということが1点。

2点目は、5月の増加要因はまだなかなか難しいのかもしれませんが、同時に10～12月以降は山が消えて減少しているというのは、キャンペーンなり広報なりいろいろな対策が効果を上げているのかどうなのかということを検証する上でも非常に重要なところだと思いますので、その辺のところを是非またいろいろ知恵を絞って御検討いただければと、御意見でございます。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。特に震災の関連のところは注目して見ていく必要があるかと思っておりますので、是非その辺もよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 2点伺わせていただきたいと思っております。

まず全体的に自殺者の数が減っているということは大変喜ばしいことなのですが、何の要因で減ってきたかというのを、難しいと思っておりますけれども、御調査いただきたいと思っております。

御提出いただきました統計の6ページを見せていただきましたけれども、全体的に原因・動機別の自殺者が減っている中で勤務問題が増えているという実態。全体的には働く人の自殺は数としては減っているが、原因として増えているというところで、勤務問題の内訳というか。その辺の分析は難しいと思っておりますが、例えばその人が勤務していた事業所の規模などもしわかりましたら分析をしていただければありがたいと思っております。

現在、厚生労働省が中心となっておこなっているメンタルヘルス対策としての労働安全衛生法改正が閣議通過をし、今、国会で審議待ちになっております。働く人たちの健康診

断の中にメンタルヘルスのチェックというのが入ってくる方向性ではありますが、法改正の成果といったところを考える上でも、自殺の勤務問題が増えているところの分析というのはいろいろな意味で参考になると思いますので、もし可能であれば分析していただきたいと思っております。

もう一つは、GKB47 宣言についてです。今日はお休みの清水委員の方からこの宣言については撤回すべきという御意見が文書資料にて出ておりますけれども、私も違和感を感じております。確かにこの重い問題を身近に若い人もわかりやすくという点では意図はわかるのですが、何でもかんでも最近こういうロゴが増えております中に同じレベルで出てくることに違和感を覚えております。GKB47 宣言の意味は下に書いてありますけれども、この言葉になったいきさつ、意図をお伺いさせていただきたいと思っております。

○樋口座長 それでは、いかがでしょうか。何かございますか。

○齊藤参事官 では、本橋委員と五十嵐委員、御質問いただいたことをまとめて回答させていただきます。

まず震災関連の自殺、御承知のとおり、6月以降、警察庁の協力を得て集計させていただいております。最新、つまり12月についてはまだ発表する段階に至っておりませんが、11月までの数字で見ますと、11月の段階でもまだ震災関連の自殺が増えてきているという状況にはなってございません。具体的に申しますと、11月で6件という数字でございます。念のためその前に申し上げますと、6月が16、7月が11、8月が5、9が6、10月が5、11月は6という数字でございますので、まさにこの問題、これからどう推移していくのかということを注意深く見守っている。そのために警察庁に御協力をいただいているという状況でございますので、引き続きそういった姿勢で、何か兆候などあれば速やかに対応できるように準備をしているものでございます。

五十嵐委員の御質問でございます。まず1つ目の勤務問題のところについて、更に細かく分析をという話でございました。まず事実関係から申しますと、この警察の統計では、被雇用者の方々の勤められていた事業所の規模というのは取りようがないものですから、どうしてもこの数字とそのほかで何か類似の傾向を示すような指標等をうまく関連付けて分析をしない限りそういったインプリケーションは出てこないかなと。いずれにしても原因ごと、職業ごとの自殺の動向を更にどうやって位置づけしていくかというのは頭を悩ませているところでございますので、御指摘を踏まえて更に工夫をする方向へ検討したいと思っております。

GKB47 の経緯といいますか、書いたとおりでございます。ゲートキーパーは非常に重要な役割を担っていただくというようなことで、とにかくこれを広めたいというところももとの着想でございます。ここから先どういう風に普及をしていくかのところで、今おっしゃっていただいたように、若干わかりやすくしようというところは強く出過ぎしているという御批判もいただいております。

清水委員とは別途意見交換をさせていただいたところでございますので、今回はこうい

ったことで進めるということはもう既に決定していますが、いただいたような御懸念も踏まえてうまくそういったことが伝わるように実施の方法も工夫していきたいと思っています。

以上です。

○樋口座長 お二方、御質問いただきましたがよろしいでしょうか。

それでは、どうぞ。

○坂元委員 1つ御質問なのですが、以前から報告されているように、生活保護者の自殺率は生活保護を受けていない方のほぼ2倍というデータが出ております。最近、生活保護者を受ける人が、非常に急増しているということで、先月のデータでは、**207**万を突破しているということです。例えば生活保護がセーフティネットとして機能していて、本来失業などの問題で自殺に追い込まれた人が生活保護を受けることによって救済されているかどうかということを今後生活保護受給者の自殺率というものを見ていくべきではないかと思います。生活保護者の中の自殺率の要因を見ると、やはり健康問題、特にメンタルは大きいと言われておりますが、例えばセーフティネットとして機能している場合、本来、失業などの勤務問題で、自殺に追い込まれる可能性のある人がそこに吸収されていくということであれば、生活保護者の中の自殺率が下がってきているのではないかと思います。是非その辺も調べて解析していただきたいと思います。お願いでございます。

○樋口座長 どうぞ。

○向笠委員 5ページ目、6ページ目で御質問がございます。

5ページ目、職業別自殺者数の中で学生・生徒数が**10.8%**前年比で増えておりますけれども、同じように6ページ目で平成**22**年、**23**年で比較すると、やはりここも増加しております。傾向として平成**18**年、**19**年ではいじめ、自殺の傾向で十分問題等出ましたが、これは何らかの傾向等が出せるような数値の増加なのでしょうか。それとも学校問題というだけのくり方で中身等はまだ不明でしょうか。教えてください。

○樋口座長 どうぞ、お願いいたします。

○齊藤参事官 では、順番にまた回答させていただきます。

まず坂元委員のおっしゃっていただいた生活保護の状況に関する分析を進めるようにということで、御承知のとおり、この仕組みだけでは分析のしようがないものですから、まさにそういうことも含めて、先ほどの五十嵐委員も同じですけれども、ほかのデータとどういうふうに関連性を持たせて分析していくかというところだと思います。

申し上げたように、今月から私どものところで実際の数字をいじって分析を進められるという段階になりましたので、御指摘を踏まえた分析を進められるように検討したいと思います。

向笠委員がおっしゃっていただいた学校問題の学生・生徒の更に細かなところということでございます。まず一番入口として、そもそも先ほど申し上げたようにクロス集計をまだやっていないものですから、そこをまずやって学生・生徒という職業に分類されている

方のうちどのぐらいがどういうふうに、いずれにしても全く学校と関係ないところに学校問題というのはほとんど出てこないと思いますけれども、その傾向を分析するところが1つあるかなと。

更にその先、学校問題というけれども、具体的にどういう内容なのかというところは、実は警察庁さんからいただくデータでは取りようがないものですから、同じように学校問題というけれども、どういった現象が起こっているのかを別のものからどうやって引っ張ってくるかということだと思います。この辺も全部含めて私たちの宿題です。よろしくお願いいたします。

○樋口座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○高橋（信）委員 資料2の7ページの下グラフで教えていただきたいのですが、1～3月までが例年になく少なくなっていて、これが全体の減少傾向に寄与していると思います。この時期にどういうことを行ったのか、いろいろ政策としてやったことを反映しているのか、あるいは別の要因なのか解っていることがありましたら教えていただきたいと思います。

もう一点は、資料5なのですが、今年度は全員参加ということでいいフレーズだと思います。これまでやってきました睡眠と気づきというのも大事なことで、これらのキーワードを今後うまくリンクさせるような形で推進していただきたいと思います。その辺の扱いについて何かお考えのことがありましたら教えてください。

○樋口座長 それでは、参事官、よろしいですか。

○齊藤参事官 済みません、1つ目の御質問のページを聞き漏らしてしまいまして、資料2の1ページ目の下のグラフということでよろしいですか。

○高橋（信）委員 そうです。

○齊藤参事官 わかりました。

1ページ目の下のグラフ、月別の自殺者数の推移でございます。おっしゃるように昨年1月、2月と過去数年と比較すると相当低い数字が出てきたわけですが、どちらかというとならば1年ごとにグラフを書いて次に移っているということもありまして、その前、つまり平成22年も先ほどちょっと言及したように秋から冬にかけて山ができるというところは一昨年は見られたわけですが、それを除けば前の年よりも減少傾向がずっと続いておりまして、この1月、2月の傾向が継続していたのかなということかと思えます。

逆に御質問の何かその前、または直前、その時期に具体的にこういった影響が出るような政策的な何かあったのかということからすると、特に具体的にこれだというものが今すぐ思い当たりませんので、どちらかというとなら減傾向の中でそれが継続しているのはいかと思えます。

睡眠、気づき、全員参加ときたわけですが、当然、全員参加というのはこれまでやってきたことを更にバージョンアップをしていこうということございまして、過去、やった

ことも含めてそれぞれ用途に応じて継続的に実施をしていこうと思っております。

以上です。

○樋口座長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○杉本委員 全員参加というのは本当にそのとおりに思うのですが、私も **GKB47** の標語には違和感を覚えている1人です。ついこの間、直面したことなのですが、藤沢市が自殺対策協議会の主催で、小さな命が教えてくれたことということで、聖路加国際病院小児科医の細谷先生をお招きしての講演会を開くことになりました。小学校、中学校、高等学校に呼びかけをしたところ、自殺対策というほんの一言「自殺」という文字が入っている、それだけでかなりの拒絶反応があって、チラシを置くことはできないということなのです。この種のことというのは結構まだまだ現場ではいっぱいあるので、全員参加というのは本当に目指さなければいけないことだとは思いますが、けれども一方で、自殺の問題の重さ、厳しさ、難しさを日々感じておりますので、この標語には違和感があることをお伝えしたいと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

足立委員、どうぞ。

○足立委員 今の3月の自殺対策強化月間についてなのですが、具体的にどういうものが実施されるのか、わかっている範囲でお教え願いたいと思います。

というのは、日弁連は3月に全国一斉の相談体制を取るということで今動いておりまして、できるだけネットワークを使ってやれということでは指示をしております、どういったところと今ネットワークをつくれるのかというのを各都道府県単位で具体的に動いているのなのですが、もしほかにわかる範囲で具体的にこういう動きがあるというのがあれば教えていただきたいと思います。

○樋口座長 いかがでしょうか。

○齊藤参事官 まず杉本委員のアドバイスに対するお答えを申し上げますと、要は全員参加にしても、先ほどの睡眠とか気づきにしても、今回、全員参加をよりわかりやすく伝えるためのキーワードとして考えています **GKB47** にしても、それだけですべてをやりたいということではなくて、伝える相手もいろんな立場、いろんな役割を期待しているものがありますので、広く国民向けにということではこれまでも自殺というところではなかなか入りづらいということで、睡眠という切り口で訴えればより親身にわかってもらえるのかなというところから初めておりまして、同じように **GKB** は先ほど来、留意点を随分おっしゃっていただいておりますけれども、そういったことも踏まえて、ただ、どうしても自分たちは関係ないと思っている方々にはこういったわかりやすいフレーズは使えるかなと。

他方でそうではないところで、自殺対策強化月間ですから、強化月間の名前を変えるわけでもないですし、言うべきところは言っていくということで、しっかりと用途に応じて

使い分けていきたいと考えています。

足立委員から御質問のありましたいろいろな取組でございます。まさに今とりまとめているところでありますが、基本的には少なくともまず政府でやることというのはこういった全体の旗振りのことに加えて、各省庁が実施をいたしております相談ですとか、そういったことを重点的に実施していただくということは例年と変わりません。また、都道府県にも、都道府県の管内の市町村にもそういったことを重点的にやってくれという依頼をしている。日弁連さんの取組も実は私ども相談を受けておまして、それに関してまさにコラボレーションする仕組みをうまくこちらの方でもサポートできないかなということで、各自治体の取組をとりまとめておまして、まとまったところでここではこういうことをやるのだという情報提供をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○樋口座長 坂元委員、どうぞ。

○坂元委員 申し訳ありません。もう一点だけなのですけれども、御存じのように今年度、大体全国的に見ても救急搬送が例年になく非常に急増したとなっております。原因に関しては猛暑・東日本大震災などいろいろ解釈があるようなのですが、この救急搬送の急増と自殺率が下がってきているということに1つ相関関係があるとする、仮に自殺者の中のいわゆる健康保険を払っていない人の率、これは重要なファクターではないかと思ひられます。例えば生活保護の場合は医療保護という形で医療費が無料ですが、今、自治体で取扱いに苦慮している、リストラなどにより国民健康保険に払っていない人の数が年々上昇している問題があります。こういう人たちは端的に言えば救急を呼ぶにもなかなか呼べないという現状があつて、その辺の分析もやはり自治体としては非常に関心のあるところなので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○樋口座長 そのほかいかがでしょうか。

今の点については何かコメントがありましたら。

○齊藤参事官 救急搬送の数字に関しまして、我々、総務省の消防庁に御協力いただいて、全体の数字は把握しておりますけれども、それ以上細かなところまでは手つかずでございます。単に数字の相関、端的な話なので、減つていて増えていけば負の相関があるのではないかと数字的には出るのかもしれないのですけれども、そこには今おっしゃっていたように中身をしっかりと把握しないと、特に因果関係、またはそれがあるのかないのかの判断をすることは難しいと思ひます。

そういう意味で、正直言つて救急の分野は我々、特に今回は大綱の見直しの議論を進めるのに非常に関心を持っている分野の1つでございますが、まだどういふふう具体的に情報を把握していけばいいのかわかっていないような状態でございますので、更に検討させてほしいと思ひます。

○樋口座長 ほかにはいかがですか。

足立委員、どうぞ。

○足立委員 今の質問に関してなのですけれども、未遂者数というのはどの程度把握ができるものなのかお教えいただければと思います。

○樋口座長 未遂者の数ですね。正確な未遂者の数というのはなかなか難しいと思いますけれども、どうぞ。

○齊藤参事官 未遂者の数というのは、まさに座長おっしゃったように、正確には把握できておりません。ですから、救急搬送の現場ではその1つの表れとして、いわゆる自傷行為に関する状況は把握をしているのだと思いますけれども、それ自体、全体の数字を御提供いただくぐらいの段階でございます。いずれにしても、そもそも未遂者をどう定義づけてどういうふうに補足をするのかというのが非常に難しい問題でありますし、現在の仕組みとしてそれを把握できるようになっていないという状況でございます。

○樋口座長 いずれ前にもちょっと話が出ていて、戦略研究の中で救急搬送された未遂者に対する事後的な対応をきちんと行う場合と、ユージュアルなこれまで通りのシステムでやる場合との、後々の再企図とか再自殺のところをどれだけ防止できていくのかという研究の最終段階で、恐らく3月までにはそのレポートが出てくるのだらうと思います。かなりそれはエビデンスベースの結果、どういう結果になるかはあれですが、そういう結果が出てくると思います。それも非常に重要なデータになるのだらうと思っています。

○坂元委員 国民健康保険を払っていない人の分析に関してのお答えがなかったと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○齊藤参事官 国民健康保険を払っていない方々の分析ということに関して、状況を申し前と、当然まだ手つかずといいますか、データも把握していない状況でございますので、御指摘を踏まえてどういうふうにデータが取れるのかというところから着手をしたいと思えます。

○樋口座長 ほかにもしございませんようでしたら、次の後半の方に移らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。次に自殺対策に関連する平成23年度補正予算及び24年度の予算案について事務局から御説明をいただきまして、その後、また御質疑をいただこうと思います。よろしくお願ひいたします。

○齊藤参事官 それでは、資料6と7に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料6でございます。昨年11月21日に成立いたしました本年度の第3次補正予算におきまして、私どもが所管いたしております地域自殺対策緊急強化基金の積み増しを行いましたので、その内容の御説明でございます。

御承知のとおり、地域自殺対策緊急強化基金は、平成21年度の補正予算で23年度までの3年間、100億円ということで創設したものでございます。交付金として一括して各都道府県に交付をいたしまして、都道府県が条例により基金を設置し、そこに積み立てる。毎年度必要額を取り崩して事業を実施していくという仕組みでございまして、当初の予定

では本年度がその最終年度となっていたところでございます。

その後、昨年度の補正予算で住民生活に光をそそぐ交付金、いわゆる光交付金というのが創設された際に、その光交付金の受け皿ともなるようにということで、その事業の実施年限を1年間延ばしまして、**24年度末まで**と手当したところでございます。しかしながら、自殺対策を取り巻く状況というのは依然として厳しいという状況が続いております。更に昨年3月**11日**には東日本大震災が発生いたしまして、その影響が被災地域、被災者の避難先の地域のみならず全国に広がっているといった状況を踏まえまして、**24年度分**までの追加の所要額**37億円**をこの第3次補正予算で積み増したところでございます。

各都道府県に対しましては、人口、自殺者数、更には被災者の受入れの人数といったものに依りて配分をする外形標準と言われている部分、各都道府県一律に配付をする定額の部分、更には被災再建に関しましては直接震災対応に必要な部分ということ、更に各都道府県から御要望を提出していただきまして、それを緊急性ですとか効果が期待できるものなど、順次採択をしていくという、いわゆる要望枠といったものも設けまして、それらを組み合わせて配分額を決定し、既に交付の手続を整えたところでございます。

その資料の右側にありますように、ある事業は要望枠などで各都道府県から上がってきたもので採択したものの一例が記載されております。今回の追加配分によりましてこういったことが全国で更に追加的に実施できることになっているというものでございます。

なお、資料の一番上の四角の中に※印で注が書いてございます。**25年度**以降の予算額については、**26年度**までの出口戦略を踏まえつつ、各年度の予算編成過程で判断するという記述でございます。何を言っているかと申しますと、これはあくまでも**24年度**までの必要額の手当を今回の補正予算でいたしましたけれども、この基金の事業、単年度単年度でやっていくと実施する自治体でも計画的に事業が展開できない、更にはその先も含めて長期的にどういうふうにも自殺対策を展開していったらわからないなどの声も多く挙がってきておりまして、政府として今回の予算編成過程を通じて、基金という形で国費を入れて事業を実施することは、少なくとも**26年度**までは継続をしよう。ただ、予算額として今回の補正予算の整理上、**24年度**までの必要な額を計上するというのが全体の整理だったものですから、**25年度**、**26年度**の追加額に関しては、それぞれの年度の予算編成過程で判断しようということを決めたものでございまして、その注でございます。

以上が、地域自殺対策緊急強化基金の積み増しの御説明でございます。

続きまして、「平成**24年度**自殺対策関係予算案額について」という資料をごらんください。これは例年どおり政府案が決定いたしましたので、そのベースで来年度の政府全体の自殺対策関係予算額をとりまとめたものでございます。私の方からは、総額、主な増減要因、更には内閣府分の来年度予算のポイントなど、全体の大まかな説明をさせていただくことといたしまして、個別に記載されている事業につきましては、必要に応じて後ほど質疑応答の時間に御質問をいただいて担当省庁より御回答するというようなことで進めさせていただければと思っております。

まず1ページ目、大項目の総括表でございます。昨年度末に決定した来年度の政府案でございますけれども、自殺対策関係予算、総額で約**186億7,542万円**となっております。本年度の当初予算と比べると、約**52億円**の増額となります。自殺対策総合大綱の分野別に見ますと、2の「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」、3の「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」は、それぞれ約**1億円**、**1.2億円**の減少となっているのに対しまして、4「心の健康づくりを進める」が約**47.9億円**の大幅な増、6「社会的な取組で自殺を防ぐ」、7「自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」がそれぞれ約**6.4億円**、**2億円**の増加となっております。

それぞれの増加・減少要因は次の事項別の表でごらんいただきますけれども、その前に留意点を2つほど申し上げさせていただきます。と思います。

まず自殺対策に限ったことではございませんで、あらゆる政策分野共通の問題でございますが、このように予算額をとりまとめる際の予算事業と、我々で言うところの大綱の項目というのが必ずしも1対1で対応しているものではないということがございまして、どうしても予算を計上する上で工夫をしなければいけないところが出てまいります。具体的には予算事業のうち、自殺対策に関連する部分が含まれているけれども、そこだけを抜き出すことが難しい、一体としての事業を計上する際には、そのまま実数が計上できないからといって計上しないということになってしまうと非常に過少に評価していますし、他方で、全額を計上すると過大に計上してしまうということになってございまして、そういった場合には、予算事業全体の予算を記した上で、その内数ということで整理するのが一般的でございます。

私どももそういった形で内数という形で計上している事業が多うございまして、この内数として計上している予算の事業に関しましては、総額などには加えていないということになります。したがって、単に今申し上げたような**186億円**というものが増えたか減ったかということ論ずることは実は余り意味がなくて、結局のところ、個別の事項別に見ていただいて、それぞれの事業がどういうふうに展開していくのかといったところを議論するのがいいのかなと思っております。

もう一つ、2つ目の留意事項でございますけれども、この前にもう上げたように、地域自殺対策緊急強化基金に関しましては、今年度の補正予算で積み増しをいたしております。もともと当初の**100億円**についても平成**21年度**の補正予算で計上してございまして、こういった予算額を調べる際に、当初予算、当初予算で比べた場合にはどこにも出てこないという現象が起こります。

この基金に関しては、一括して都道府県に交付をしている交付金で、どの年度に幾ら使うのか、どの分野にどう使うかも含めて、それは交付を受けた自治体の自主性に任せておりますので、どの分野に幾らというような計上の仕方はそもそもできないということで、このように欄外に計上してございまして、自殺対策の予算、国費、地方の費用がどれだけ使われているのかを議論する上で、そういったところもしっかりと踏まえてございませ

く必要があるのかなと考えてございます。

それでは、主な増減等の御説明に移りますけれども、5ページ目、上から4つ目の項目でございます。私ども内閣府におきまして、来年度、新たに「効果的な自殺予防のための実態把握調査」を実施することといたしております、その予算額として**1,800**万円を計上いたしております。具体的な内容は予算編成後ということになりますけれども、ハイリスク地対策支援を念頭に置きまして、取組の現状、整理の在り方などについて、諸外国の先進事例等も参考にして調査を進めてまいりたいと考えているものでございます。

7ページ目、金額的には**400**万円と少ないわけですがけれども、来年度、いよいよ現在見直し中の大綱がまとまる予定でございます。その見直し後の大綱をしっかりと周知するというので、その広報啓発のための費用を計上いたしております。

少し飛びまして、大きな増減があったところを申し上げますと、**13**ページでございます。1つ目の項目「メンタルヘルス対策等事業」「地域産業保健事業」、厚生労働省の事業でございますけれども、本年度の約**27.7**億円から来年度は**29.1**億円と増額となっております。事業概要等欄にございますように、都道府県メンタルヘルス対策支援センターにおける事業、小規模事業場への支援などに要する経費ということでございます。

15ページ、総額で対前年度**53**億円の増と申し上げましたけれども、その大宗を占めるのが上から2つ目の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の約**47**億円ということになります。これは東日本大震災対応ということで、被災地域の小中高等学校等へスクールカウンセラー等を派遣するというものでございまして、既に本年度の第1次補正予算から実施をされているものでございますが、先ほどちょっと触れましたように、当初当初で比較をいたしますと、**23**年度には計上がなく、**24**年度に**47**億円、ぼんと計上されているように見えるというものでございます。

17ページ、上から4つ目の事業「精神科救急医療体制整備事業費」でございます。本年度の**18**億円から来年度は約**20**億円へと増額となっております。

20ページでございます。経済産業省、中小企業庁におきまして、企業経営支援、中小企業支援の枠組みでさまざまな事業を実施していただいているところでございますけれども、このうち「中小企業再生支援協議会事業」につきましては、今年度の**42**億円から来年度は**47**億円へと増額となっております。

25ページ目、先ほどの自殺対策強化月間の御説明、また議論の中でも出てまいりましたが、ゲートキーパーの普及の取組につきましては、来年度以降も引き続きしっかりと実施をしてまいりたいと考えてございまして、上から3つ目にございますとおり「自殺対策人材養成研修等事業」という形で新たに事業を起こしまして、約**1,200**万円の予算を計上いたしております。

以上、おおざっぱではございますけれども、来年度の自殺対策関係予算額の総額、主な増減要因、内閣府予算のポイントなどの御説明をさせていただきました。冒頭申し上げましたとおり、個別の事業につきましては、必要に応じて質疑応答の中で御質問いただければ

ばと存じます。

私の説明は以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。平成 23 年度の補正予算と 24 年度の予算案、主に増になった部分についての御説明をいただきました。

それでは、これまでの説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 1 点質問させていただきます。今説明がありました資料の 19 ページですが、非正規労働者総合支援事業が約 5 億減少になっておりますけれども、働く人たちのセーフティネットという点では、失業者や非正規雇用の人たちへの支援というものが大きな意味合いを持っているかと思えますけれども、多く削減されることでサービスの低下ということにはつながらないのか、あるのか。5 億削減の背景をお教えいただきたいと思えます。

○樋口座長 これはいかがですか。関係省庁の方からいただきましょうか。

○厚生労働省 厚生労働省の精神・障害保健課ですけれども、こういう言い方は申し訳ないのですけれども、当課の直接の担当事業ではないのではっきりしたことはわからないので、まずこの中の内数がどういうふうになっているのかということが多分関係してくるでしょうし、何かほかの事業に振り替えがないともしかしたらございますかもしれないので、今、この場でお答えできなくて申し訳ないのですけれども、調べた上でまた御報告させていただければと思います。

○樋口座長 それでは、よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

向笠先生、どうぞ。

○向笠委員 15 ページの緊急スクールカウンセラー等派遣事情について質問いたします。恐らく 23 年度の分の形態と 24 年度の予算額の内容というのは同じものかどうかというのが 1 点質問でございます。と申しますのも、緊急時においては各県からの臨床心理士がそれぞれの被災地に集合して、かつローテートで回っていくというスタイルの緊急派遣事業という形で動いておりますので、現在でも進行形のところ等もございしますが、若干自治体によってはスクールカウンセラー等の派遣の仕方も自治体で検討して方向性を出すという形も動いております。なので、基本形として 23 年度の各県の臨床心理士が派遣としていくという形態の意味の予算なのかどうかという質問が 1 点。

少なくとも今後それぞれの自治体で動いているような次の展開、少なくとも子どもたちに対しての順当なサポートができるような方向性が 24 年度の中の予算として含まれて、考えた上での予算なのか。12 月の時点ぐらいいまで、実はそれぞれの派遣された臨床心理士は県ごとの単位ではわかるのですが、全体像が全くわかっていない。つまり、宮城県のある土地に入っているところは同じところが入ってくるけれども、実際に福島と津波を受

けた県との内容というのは内容が変わってきている状況ですが、それにおいても日本中の臨床心理士が被災の学校に行った実数は大体どれくらい動いているのか。対象校となったのがどれくらいかというものがそのまま 24 年度にスライドするののかもわからないので、わかる範囲で検討ですし、後で調べればわかることであれば、勿論、後日でお願いいたします。

○樋口座長 では、文科省の方からお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

23 年度の補正予算と 24 年度の予算案の組み立てが同じかどうかということについては、この予算は、岩手、宮城、福島 の 3 県及び、被災した幼児児童生徒が避難している都道府県へのスクールカウンセラーの派遣に係る経費を全額国で負担するというスキーム以上のものはございません。逆に言いますと、3 県が他の都道府県に派遣の要請を行う場合や、他の都道府県が主体的に被災地にスクールカウンセラーを派遣する場合も全て対象になっております。向笠先生御指摘のように、昨年後半からは 3 県が各都道府県にスクールカウンセラーの派遣を要請したり、3 県以外の都道府県が主体となってスクールカウンセラーを派遣したりということも増えておりますが、そういう場合も全て含めて対応できるものになっております。

24 年度においても、そのような各県での取組が出てくれば、国は財政的に全て支援する仕組みになっておりますので、御懸念の点については対応できると思っております。また、もし我々で見落としている点があれば、御指摘いただければ対応していきたいと思っております。

全体像ということでございますが、学校数は詳細に覚えていませんので後ほど御報告しますが、23 年度は年度末までの予定を含めて、全国から 3 県に派遣いただいた総数が延べ 2,264 名と記憶しております。各県への派遣数については、必要でしたら後ほど御報告させていただきます。

○向笠委員 ありがとうございます。

○樋口座長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋(信)委員 資料 6 で、予算の配分の考え方というのは示していただいたのですが、こういうものを組むときに前年度あるいはその前の年も含めまして、各都道府県でやった事業の評価ということ、一言で言えば費用対効果なのですけれども、そういうことを検証してそういうものに反映するということはやっているのでしょうか。それともそれは余り厳密にはやらないということなのでしょうか。

○樋口座長 これは齊藤参事官、よろしく申し上げます。

○齊藤参事官 基金の評価と今回の積み増し額の関係ということだと思います。

まず今回の積み増しの経緯を申し上げますと、1 つには東日本大震災があつて、その対応が万全かどうかといったことで、被災地域の方々に対するヒアリング、その後、被災地域以外にどのようにその影響が拡大しているかということ、それ以外の自治体へのヒアリ

ングなどを実施いたしております。そういったところでニーズを見極めまして予算計上の判断をしたところでございまして、金額に関しましては、今おっしゃっていただいた費用対効果ということでどれぐらいそれまでの実状況を細かく検証した上で積んだかということからすると、それほど緻密な評価を実施した上での計上ではない。

そういったこともあって、当然、毎年度実施する中で実施後に事業の報告をいただいて、それを我々はとりまとめているわけですが、今後、更にしっかりと効果等を見極めた上で必要な額を計上していこうというようなこともありまして、今回の編成過程を通じて、新たに基金の検証の枠組みをセットで実施をすることを判断いたしまして、23年度の事業からそういった新たな枠組みで検証のプロセスをスタートさせるという運びとなっております。

○高橋（信）委員 限られた予算ですので、是非お願いしたいと思います。

各都道府県のヒアリングとか自己評価でもいいと思うのですが、そこでやっている中で効果的なものがあると思うのです。そういうものをどんどん敷衍するようなことも考えていただければと思います。

○樋口座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○南委員 25 ページの 23 年度予算にはない 24 年度で新たに付いているところに、ゲートキーパー養成のために必要な指導者の養成というのが、ゲートキーパーを養成するために更にその指導者を養成するというような書きぶりなのですが、私の理解では、ゲートキーパーというものはこの問題に関しては、資料5で言うところの一番下にある教職員やその他あらゆる問題を拾うあらゆる人という理解なのですね。そうだとすると、その指導者の養成のために必要な研修会という、イメージとしてはどういう感じでしょうか。

○樋口座長 参事官、よろしくお願いたします。

○齊藤参事官 まずゲートキーパーということに関しては、できるだけすそ野を広げたいということで、そこに例示として書いてありますが、それ以外のところも含めて、いろいろな形で人と接するような御職業の方、皆さんに加わっていただきたいと思っています。

とはいえ、それを一気に進めるのは難しいということで、我々がやっていることは、まずは自治体です。自治体の職員の方、この自殺対策に直接携わっている方以外のところも含めて自治体の職員の方ですとか、関連する、または御協力いただけそうな団体の方にゲートキーパーの養成に力を貸してほしいとお願いしているところで、そのための養成のキットのようなものをつくっているのです。要は自殺対策に関してなかなかゲートキーパーになろうというときに一番敷居が高いのは、どう接していいのかわからない。専門の方は当然スキルもありますし、そういったことはないのでしょうかけれども、専門外の方に自殺対策に協力してほしいという、一番最初に出てくる反応はどう接していいのかわからないのだということがございまして、そういったところをわかりやすく理解していただくためのキットということで、テキストと DVD をセットでつくってまして、要はゲート

キーパーの養成のための講習というのを独自にそういった方々にやっていただくのは非常に難しいものですから、その方々の集まり、研修会等の場でこういったゲートキーパーに関する基礎的なキットを使って、その触りのところから理解してほしいというものです。

例えば具体例を示さないとあれなのですが、今つくっているものと、これまでつくってきたのが弁護士さんですとか民生委員さんですとか薬剤師さんですとか、そういった方々の対応の仕方みたいなキットはつくっていますけれども、更に学校の先生ですとか、そういったこれまで声をかけていないようなところの方々にも、こういうふうに接するというのがゲートキーパーの基本ですよというような資料を準備してまして、そういったものを使って、それぞれの人々が集まるところでそういった資料を使って理解を広めてほしいという事業でございます。

○樋口座長 よろしいですか。

○南委員 ということは、職業別にいろんな人に接するあらゆる職業を視野に入れてやるというイメージですね。要するにだれでもがゲートキーパーになろうという発想なのですね。ですから、ゲートキーパー養成と言ってしまうと何となくゲートキーパーというものを養成するというイメージかと思うのですけれども、そうではなくて、だれでもがゲートキーパーになり得るようなというイメージと思ってよろしいですか。

○齊藤参事官 はい。

○樋口座長 本橋委員、どうぞ。

○本橋委員 5ページの実態を明らかにするところで、前にもこの会議でもお話ししたのですけれども、大綱の見直しに当たって勿論検証が必要だということで、大綱全体についての施策の検証が必要であろうということで、今回は推進検証等経費が544万円計上されているかと思えます。地域自殺対策緊急強化基金のことを先ほど齊藤さんも言われましたけれども、かなり大きなものについて具体的な都道府県ごとの枠組みがどうかということ。この辺の幾つかの施策を今後対策を立てていく上での検証の枠組みが、例えば544万ぐらいで足りるのかどうなのかその辺はわからないのですけれども、具体的にどういうふうに検証をしようとしているのかということがもしおわかりになれば、そこを教えてください。それが1点目。

2点目は、2年ぐらい前にハローワークにおけるワンストップサービスのことに随分力を入れていたと思うのですけれども、この予算書を見ていくと、多分25ページぐらい、19ページの辺りのところにハローワークあるいは非正規労働者の問題が書いてあって、その辺のところにはかなりの額の予算がきていますけれども、どちらかというところと施策の全体の中でハローワークのワンストップサービスは私はかなり重要なことだと思うのですけれども、なかなかその後、表に見えてこない部分もあって、その辺のところの今後の進め方みたいなことは何かお考えがあるのかどうなのか、その2点についてお教えいただきたいと思えます。

○樋口座長 これについては。

○齊藤参事官 1つ目の検証でございます。まず検証に関して、このぐらいの費用で足りるのかも含めてということですが、先ほど申し上げた基金の検証に関しましては、要は行政内の検証プロセスですので、紙と鉛筆で多分足りるのだと思うのです。

今、確認しますけれども、この544万円は推進会議の開催、要は外部の有識者の方々にきていただくためには種々の費用が要りますので、そういった部分の予算の計上がここでされているということでございます。

検証の全体ということですが、まず基金に関しましては先ほど申し上げたように、23年度の事業から検証というプロセスをビルトインいたしまして、事業年度終了後、各自治体から検証して御提出いただいて、それを内閣府内で精査して、政務等を含めて検証していくという予定でございます。

ハローワークの方はもしかすると。

○樋口座長 では、厚労省から。

○厚労省 ハローワークの件につきましては、御指摘のとおりワンストップサービスとかをすごく大切だとは考えておまして、キャンペーン的にやるかどうかということと、ハローワークにアドバイザーの方がいらっしゃって、そこである程度きちんと相談を受けて、すぐつなげるようにするというキャンペーン的にやる部分と、ある程度常時対応でできる部分と幾つかあるかと思うのですけれども、常時対応の部分に関しましては、今も引き続き行っていると考えておりますし、3月の月間のとときとかでも、そういったキャンペーン的なもので幾つか対応もあるかと思っておりますので、なかなか確かに見にくいという御指摘もあるのかもしれませんが、引き続きハローワークでの対応ということが重要だと考えておりますので、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○樋口座長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 資料24ページ、8番の残された人の苦痛を和らげるというところで2項目ありますけれども、これは両方とも再掲ということで、残された人の苦痛を和らげる～遺族支援独自の事業というのは国としてはなくなるということですか？。初年度とかいろいろあったと思うのですけれども、年々少なくなってきたということで、実際に遺族支援というのはもう都道府県なり市町村なりにおいて、その現場で進めていくということでしょうか。それとも、もう遺族支援というのは余り重要でないというようなことで予算がこういうふうになったということかを教えていただきたいと思っております。

○樋口座長 いかがでしょうか。

○齊藤参事官 厚生労働省の分はまた別途御説明があると思っておりますけれども、内閣府の事業から申しますと、まさに今御指摘いただいたように、当初、そういった遺族支援の仕方の研修会ですとか、そういったところから事業を開始させていただいて、その後、自殺対策緊急強化基金ということで各自治体がそれなども参考にそれだけの現場で遺族支援の取組ができるような、少なくとも財政的なめどは立っているという段階に入っていると思

ます。

ということで、遺族支援そのものの事業として、今内閣府でそれだけをポジティブに切り出している予算は計上していないわけですが、それは遺族支援そのものの対策の重要性が減ってきたということは一切関係がないという、フェーズが変わってきたということだと御理解ください。

厚生労働省からお話があると思いますけれども、厚生労働省の再掲というのは、単に予算技術上の問題でございますので、こういった枠組みの事業があった場合には、政府の予算というのは継続性がありますので、そういうふうな形で計上する中で、たまたまこの大綱では前に先に出てくるものですから、後ろの方は再掲になっているだけでございますので、先ほど総額のところで申し上げましたけれども、どうしても資料、予算をとりまとめるとなかなか見え方がピンとこないところが多いなということもあって最初に申し上げたのですけれども、そういう技術的なところが影響しているかと思えます。

厚生労働省が付け加えるのであれば、どうぞ。

○樋口座長 では、厚労省、お願いします。

○厚生労働省 基本的に今、齊藤参事官からお話があったように、各都道府県で行う事業があると言っている部分も確かにございますし、ただ、こちらは厚生労働省の特に事業に関していいますと、このように事業に関していいますと、こういうふうに自殺未遂者ケア研修という形で引き続き継続し行わせていただきたい事業になりますし、その中で各シンポジウムを行って必要性をお話ししたりですとか、ここの枠としては一緒になってはいるのですけれども、救急現場の先生方に、例えば不幸にしてそうされてしまった場合にどう家族に接するのかですとか、そういったところも少しずつ研修の中で項目を増やしているということになりますので、金額的には予算なり云々という関係で減ったように見えますけれども、引き続き残された方々へ対してもケアや対策というということに関しては重要だと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

○樋口座長 よろしいでしょうか。

○杉本委員 関わっている者の中からは、どんどん遺族支援は軽視されていくのではないかという不安があります。遺族支援は費用がかかるものではありません。費用をかけることでその重要性が表されるということではないと思いますけれども、当初の自殺対策遺族支援から始まった部分はとても大きかったと思うので、費用とその重要性の認識というのは必ずしも同じではない、つまり遺族支援の意義というのを何らかの形で表していただきたいと思っております。

○樋口座長 では、これを最後にさせていただきます。

○向笠委員 先ほどの文科省の御説明で引き続いて質問します。

この事業、24年度の事業としては、緊急支援事業は継続するということは、23年度と同じ形態が続くという状況になりますね。そうすると、東北3県等の子どもさん方及び学校の先生方、保護者というのは、少し次の段階に情緒的なものも含めてシフトしています。

そうすると、緊急派遣事業だと、あくまでも期間限定で来るという状態が続きます。これができるれば本来のスクールカウンセラーというのは同じ人間が同じ学校にずっとという、いわゆる文部科学省が考えているスクールカウンセラー事業の形態にできるだけ来年の今ごろに同じように福岡県から我々は宮城県の方に行っていますが、そこに行くという状況で話を聞いていくということをイメージすると非常に違和感があるのです。滞在期間が限定されているので、これはもうできるだけ本来のスクールカウンセラーの事業の中の人間がきちんと聞いていてケアしていけば、状況に応じては十分であろうというところが推測できるところまでいっているところもあり、なおかつ全く別の問題が出てきている状況でもありということが少し見えてくる段階でもありますので、一体に **23** 年度と同等の形で **24** 年度動かすという予算の流れよりは、できるだけ各県に何らかの形で本来のスクールカウンセラーの活動ができるような事業としての仕方ということが検討されていると理解してよろしいでしょうか。

○樋口座長 では、文科省、お願いします。

○文部科学省 先ほどの説明に補足申し上げます。先生がおっしゃったように、基本的には現地にいらっしゃるスクールカウンセラーの方が現地の子どもを見るのが一番望ましいと思いますが、**23** 年度については、現地のスクールカウンセラーの方だけでは足りなかったため、全国から応援をいただいたということでございます。

先生が御指摘になった、同じカウンセラーが同じ子どもを見るのがベストだという点については、各県でも、今年度後半に当たって、かなり意識していることでございます。例えば、現地のカウンセラーの方の勤務時間を増やしたり、他県から応援をしていただくに当たっても、福島県では新幹線での通勤が可能ということもあるので、例えば東京から、毎週同じカウンセラーに同じ学校に行って同じ子どもを見ていただいたりという工夫もしております。本事業ではそういった取組も、**23** 年度後半から、現地の方が派遣されるのと同様に、全て支援させていただいております。また、岩手県などでは、現地のスクールカウンセラーの数が少ないことから、今まで資格を持っていなかった方に資格を取って対応していただくことも検討していくと聞いております。

24 年度についても、このような取組が進み、基本的には同じ方が同じ子どもを見られるような体制に進んでいくことを支援させていただきたいと考えておりますので、努力したいと思っています。

○樋口座長 それでは、そろそろ時間が迫ってまいりましたので、予算関係の質疑は以上で終わらせていただきます。

その他に入りますが、斎藤委員、杉本委員、高橋（信）委員、本橋委員から資料が提出されておりますので、説明をいただきたいと思います。

では、斎藤委員からお願いいたします。

○斎藤委員 簡潔に申し上げたいと思います。私どもいのちの電話の組織全体として昨年1年間受けた相談は **75** 万件でございます。そして、月1回実施しております自殺予防い

のちの電話が2万7,900件、その中で自殺志向のあるものが9,000件でございます。全体のわずか3%にも満たないわけですが、日本の自殺の実態が極めて顕著に表れているということで、これは貴重なデータであるかと思っています。

昨年は降ってわいたような大災害がありまして、急遽災害ダイヤルを立ち上げました。これは私どもが10年間構築してきた全国の相談センターをオンラインでつなぐシステムそのものがすぐに使えたということで、災害直後の3月から4月にかけて、これはわずか2週間、そして9月11日以降、この災害ダイヤルを日常的に実施しておりまして、現在は月に約1,000件を受けております。12月とありますが9～11月まで2,991件を受けています。これはできれば数年継続したいと考えています。

その裏のページに、昨年12月に沖縄で初めて自殺予防学会及び自殺予防シンポジウムを開催いたしました。「第5回」とありますが、これはミスプリントで「第35回」でございます。これには樋口座長、竹島センター長の御出席をいただきまして大変感謝をいたしております。大変な盛会でございました。

統計はどうぞごらんいただきたいと思いますが、この3月から私が世話役をしております青少年健康センターと北の丸クリニック、思春期外来ですが、その2つの組織が中心になりまして、茗荷谷の駅前でクリニックきずなという電話と面接を結び付けて、これは医療というよりも医療相談です。実はいのちの電話にかかってくる相談の中で圧倒的に治療を受け、未遂を経験している人が多いと。これは救急搬送される患者もそうです。なぜ医療を受けながら自殺問題が解決されないのか。その辺を精神科のドクターも相談に乗って、そういう実態を明らかにすることができればと考えておりまして、これは急遽立ち上げた相談ですが、これは今日文書にはいたしませんでしたが、いずれ御報告を申し上げたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、次に杉本委員からお願いいたします。

○杉本委員 自殺対策緊急基金をいただきまして、今日は冊子をお配りしたのですが、DVDをつくりました。各地で遺族の集い、随分普及してきて、先日伺ったところでは大体100か所ぐらいになったのではないかとされておりまして。自殺対策基本法ができたころには10か所もなかったと思いますので、随分本当に普及してきたなという感じです。

大綱では自助グループとありますが、実際は自助グループもあるし、行政が関わっているものもあるしさまざまなのですが、それらを含めて1つの中継基地のような感じになって、遺族が感情をそこで吐露することだけではなくて、さまざまな情報を得たり、情報を交換したり、または遺族同士が交流を深めたりというようなことが行われる場所になってきていると思います。

そういう意味では、お互いに経験を積みながら、どんな機関が必要なのか、どんな制度とか相談窓口が必要なのかというようなことの情報交換も随分できるようになってきたの

ではないかなと思います。

ただ、実際にその集いを立ち上げるのはなかなかどうしていいかわからないということで、何か参考になるものが欲しいということで DVD と冊子をつくりました。被災地でも今遺族の方たちも分かち合いというのでしょうか、少しずつ始まっておりまして、私も昨日も石巻に行ってきたのですが、被災地の方たちも自殺と共通点がたくさんありますので、DVD を結構使いたいと言ってくくださる方があるかなというようなところでございます。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、次に高橋（信）委員、お願いいたします。

○高橋（信）委員 済みません。本日は資料が用意できなかったもので、口頭でお話しします。というのは、実は経団連で経営労働政策委員会報告というのを毎年出しますので、その内容をご紹介したいのですが、今日の午後にパブリッシュされることになっていまして、この時間帯ではまだ出せません。今から簡単に要点を申し上げます。

経団連の方で傘下企業に要請しています中身なのですが、先ほど五十嵐委員が言及されましたように、労働安全衛生法の改正案が審議に入っていますが、それに先立って、ストレス検査や管理者の教育等によって、メンタル面の気づきを促すということを各事業所でやってほしいという期待を述べております。

それと、予防、早期発見に関する管理職の役割です。特に時間管理だけではなくて、業務負荷ですとか、業務遂行のために必要なアドバイス・サポート、こういったことを要請しています。ふだんからコミュニケーションをとって勤務状態や言動をよく観察し対応してほしいということです。

以前申し上げたとおり、自殺対策ということを経団連に言わずにメンタルヘルス問題ということで取り組んでいるわけですが、離婚とか重い病気をしたとか、そういう職場とは直接関係ないものもいろいろとあると思います。それらに対しても多少の対応を考えないといけないだろうと考えています。特に若手社員は、挫折経験が少なく、多様な価値の中で、自己のあり方を特定しかねているという傾向があるようです。人に対する研修を実施することや、セルフケアについて教育することをこれから強化していこうということです。報告者が出版された後に、当該部分を事務局に送って皆様に配付させていただきたいと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、次に本橋委員、お願いいたします。

○本橋委員 それでは、簡単に。A4、1枚ものの表裏でございます。これはイギリスの医学雑誌の『Lancet』という雑誌に依頼されて登校したものですけれども、昨年9月に出版されました。英語で800字以内という非常に制限があったものですからなかなか多くのことを書けませんでしたが、私としては日本の自殺対策、国の自殺対策を含めて最

前線を世界に伝えたいということで、短い文章ですけれども、伝えました。

サイエンスの分もコメントですので、若干サイエンティフィックでない部分もということも許されるだろうということで、キャンペーンの効果もあり得ますよということも世界に向けて発信させていただきました。後でお読みいただければと思います。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

そのほか本日は御欠席でございますけれども、お手元には資料が配られておりますので、清水委員からの資料は後でござらんいただければと思います。

ありがとうございます。それでは、これで本日は時間でございますので終了といたしますけれども、自殺予防総合対策センターの方で大綱改正に向けての提言を今とりまとめているところのようでございますが、そのとりまとめの会議、主に全国の関連学会の方から寄せられた御意見を全部集約してということのようであります。

その関係者としては、高橋祥友委員、斎藤友紀雄委員、本橋委員もそれぞれの学会の代表として関わっておられますので、次回の会議においては、その提言の説明をいただくことにしたいと考えております。

次回の会議の日程につきましては、また事務局と調整をいたしまして御連絡をさせていただきます。事務局から何かございましょうか。よろしいですか。

○齊藤参事官 ないです。

○樋口座長 それでは、これで本日の第 15 回の推進会議を終わらせていただきます。

どうもお疲れ様でございました。